

平成 年 月 日

東京都弁護士協同組合 御中

弁護士

加入基準申告書

当職が、貴組合を経由して、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し、小規模企業共済契約を申し入れるに際し、小規模企業共済法第2条1項2号に定める加入基準である「小規模企業者」に該当する事情につき、以下のとおり申告致します。

(該当するものに☐を付し、必要箇所に記入して下さい。)

1. 事業所得のみを得ている事業者である。
2. 事業所得以外に給与所得を得ていますが、事業所得の割合は、総所得の50%以上を超えており、前年度の場合には、約 % (1%未満四捨五入) である。
3. 事業所得以外に給与取得を得ており、事業所得の割合は総所得の50%未満ですが、事業所得 (利益分配方法として給与形態を採っているに過ぎない場合には実質的に事業所得とする) の金額が金300万円を超えている。

以上の申告のとおり相違ありません。

事業所所在地
名称
電話番号
FAX番号
氏名

⑩

尚、東京都弁護士組合は、本加入基準申告書等に基づき、中小企業基盤整備機構に対し、貴職が小規模企業共済契約を申し入れる際の手続きを代行して行うものであり、必ずしも同契約成立を確約するものではありません。